

# 令和7年度に出生、死亡、死産、婚姻又は離婚の届出をされる方へのお願い

出生、死亡、死産があった場合や、婚姻、離婚をされた方にはそれぞれ「出生届」「死亡届」「死産届」「婚姻届」「離婚届」を市区町村の窓口にて提出していただいております。

また、5年に一度、国勢調査実施年の4月1日から翌年の3月31日には「人口動態調査（職業・産業）」の実施に伴い、職業の記入も（死亡届には産業の記入も）お願いしております。

届出は厚生労働省が実施している「人口動態調査」として、出生、死亡、死産、婚姻及び離婚の状況が調査され、調査結果は、公衆衛生、労働衛生、社会福祉など各施策のための重要な基礎資料として活用されています。

人口動態調査で使用する情報は統計法により、厳しく守られておりますので、安心してご記入ください。

## 〈対象〉

令和7年4月1日から令和8年3月31日までの出生、死亡、死産、婚姻及び離婚

## 〈調査方法〉

各届書の職業欄に、番号又は職業分類名をご記入ください。

（詳細は、届出の際に下記窓口にお尋ねください）

## 記入例

- ・一般事務員など・・・「03」又は「事務職」
- ・農業・林業・漁業従事者など・・・「07」又は「農林漁業職」
- ・仕事に従事していない人・・・「00」又は「無職」

※死亡届には併せて産業もご記入ください。（例 農業の場合、「01」又は「農業、林業」）

わからない場合は、届出の際に窓口でお尋ねください。

<届出窓口・お問い合わせ先>

東通村住民課 ☎0175-33-2135

## 廃校舎等の利活用の今後について

東通村では、廃校舎等を利活用して、新たな雇用の創出や地域の活性化に結びつけることを目的に、平成27年度より利活用する事業者を募集しておりました。

しかし、令和7年1月末までに事業者からの応募は無い状況となっていることから、実効性のない計画と判断し、令和6年度をもちまして、計画の白紙及び村ホームページからの削除を行う事といたしました。

大変心苦しい決断とはなりますが、皆さまのご理解のほど、よろしく願いいたします。

### 現在の利活用募集対象としている廃校舎一覧

- |           |                      |               |
|-----------|----------------------|---------------|
| ・旧北部中学校   | （平成27年9月より募集開始）      | ※老朽化のため随時解体予定 |
| ・旧老部児童館   | （平成30年4月～令和6年3月まで使用） | ※老朽化のため随時解体予定 |
| ・旧小田野沢保育所 | （平成30年10月より募集開始）     | ※老朽化のため随時解体予定 |

【廃校舎の利活用等に関する問合せ先】企画課企画G ☎0175-33-2263

【廃校舎利活用について】<http://www.vill.higashidoori.lg.jp/keiki/page050001.html>